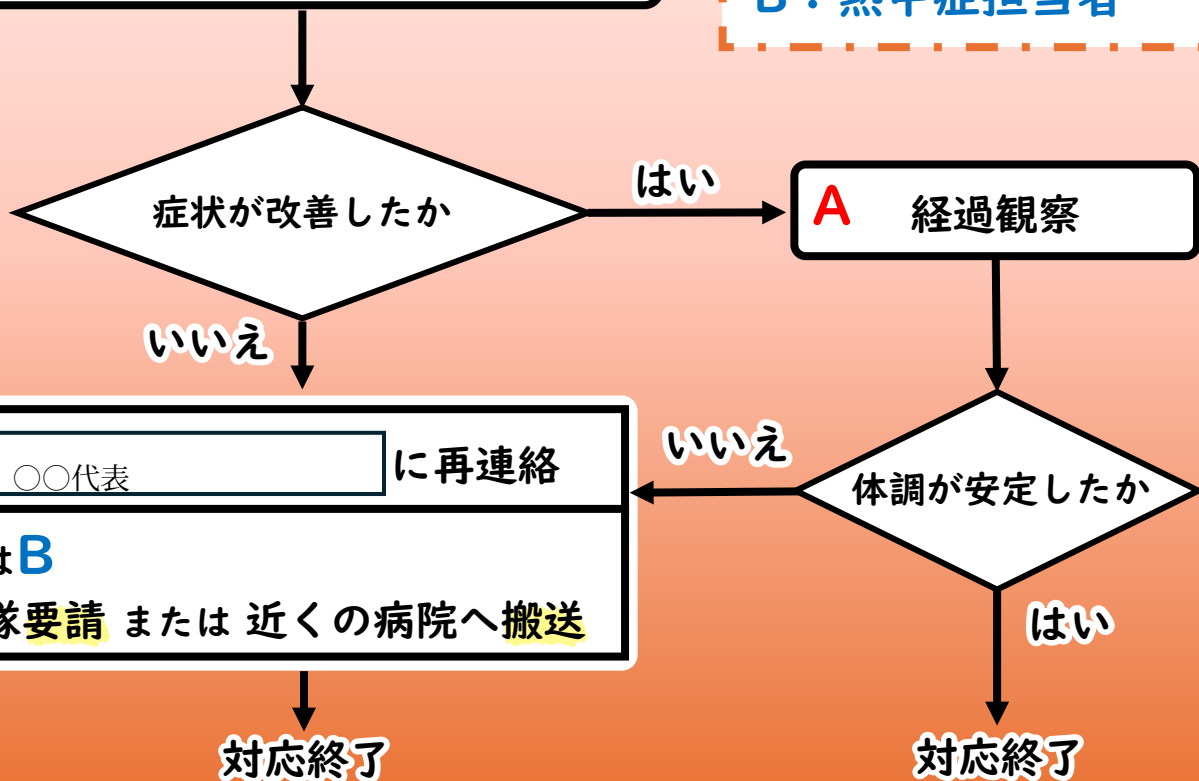


「熱中症」対応フロー

- A** ・ 熱中症発症または熱中症患者発見
- ・ **B** ○○代表 に連絡
 - ・ 作業を中断して応急処置

A：あなた
(発症者・発見者)
B：熱中症担当者



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者： ○○代表

TEL： 090-0000-0000

- ・ 上記連絡先に連絡がつかない時は
応急処置や救急隊要請を優先し、
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請

119番!

近くの病院： □□市総合病院

住所： □□市△△123

TEL： 025-000-0000

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！)

(参考) 労働者を雇用する農業者に対し熱中症対策を義務化

○労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策の義務付けました。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

▶ 労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけられています。

- ✓ 早期発見のための体制整備
- ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成

農水省では「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけています。

